

令和三年六月四日受領  
答弁第一四一号

内閣衆質二〇四第一四一号

令和三年六月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員中谷一馬君提出緊急事態宣言が発出されている区域及びまん延防止等重点措置の実施区域における東京オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出緊急事態宣言が発出されている区域及びまん延防止等重点措置の実施区域

における東京オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における観客については、令和三年四月二十八日（日本時間）に開催された国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都及び政府による五者協議において、「観客上限については、海外からの観戦を認めないとの大きな事情変更がある中で、変異株による国内感染の状況も踏まえ、観客数に係る判断は六月に国内のスポーツイベント等における上限規制に準拠することを基本に行うこと」で合意したところである。